

津市水道事業給水停止事務取扱要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日

改正 平成 1 9 年 6 月 2 9 日

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

令和 2 年 3 月 3 1 日

令和 3 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 5 条第 3 項及び津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号。以下「条例」という。）第 3 9 条第 1 号の規定に基づく水道料金の滞納に係る給水停止（以下「停水」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(停水実施予告通知書の送達)

第 2 条 停水実施予告通知書は、次の各号のいずれかに該当する者に送達することができる。

- (1) 2 期（毎月扱いの場合は、4 期）（4 箇月）以上水道料金を滞納している者
- (2) 前号の規定にかかわらず、滞納整理において滞納額を指定期日までに納付しなかった等、約束不履行者で特に悪質と判断されるもの
- (3) 再開栓手数料を滞納している者
- (4) その他上下水道事業管理者が特に必要があると認める者

(停水実施予告通知書の送達方法)

第 3 条 停水実施予告通知書の送達方法は、書留による送達又は上下水道管理局職員による交付送達とする。ただし、本人が不在のときは家人に交付するものとし、家人も不在のときは家屋内に投函^{かん}するものとする。

(停水の執行)

第 4 条 停水は、停水実施予告通知書に記載した執行予定日までに滞納額を納付しなかった者に対し執行する。

2 前項の執行予定日は、原則として停水実施予告通知書を送達した日から起算して 1 0 日後とする。

3 執行日において、訪問したときに家人が不在であっても、原則として停水

を執行する。

（停水の実施方法）

第5条 停水の方法は、止水栓止め又はメーター撤去により行うものとする。

2 滞納者が停水に従事する職員の敷地内への立入りを拒んだときは、公道上で停水作業を行うものとする。

（停水実施通知書の送達方法）

第6条 停水実施通知書の送達方法は、上下水道管理局職員が停水の執行と同時に交付送達するものとする。ただし、本人が不在のときは家人に交付するものとし、家人も不在のときは家屋内に投函^{かん}するものとする。

（停水の保留）

第7条 停水の執行に当たり、原則として、滞納額の2分の1以上を納付し、かつ、残金の納付期日について誓約したときは、停水を保留することができる。ただし、誓約不履行のときは、直ちに停水を執行する。

（停水の解除）

第8条 停水を執行した者については、原則として滞納額を全額納入したときに停水を解除するものとする。

（開栓手数料の免除）

第9条 停水の解除に伴う開栓の場合には、条例第32条第1項第4号の再開栓手数料は、徴収しない。

（委託）

第10条 停水は、上下水道事業管理者が適当と認める私人に委託してこれを行うことができる。この場合において、第3条中「上下水道管理局職員」とあるのは「停水に従事する者」と、第5条第2項中「職員」とあるのは「者」と、第6条中「上下水道管理局職員」とあるのは「停水に従事する者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に合併前の津市給水停止事務取扱要綱（昭和60年4月1日施行）、久居市給水停止事務取扱要綱（平成15年久居市水道事業管理要綱第1号）、安濃町給水停止事務取扱要綱（平成10年安濃町要綱第4号）、一志町水道料金等滞納整理事務手続要領（平成12年一志町告示第24号）

又は白山町水道事業給水停止等事務手続要領（平成１３年白山町告示第１５号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成１９年６月２９日）

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。